

就労選択支援事業について

令和 7 年 9 月 26 日

障がい福祉課

1 第 1 回就労支援部会以降の動き

(1) 第 1 回就労支援部会の概要

- ・第 1 回就労支援部会（R7.7.25 開催）において、就労選択支援に係る概要説明、アンケート調査結果に関する報告を行い、委員及びオブザーバーの皆様より御意見をいただいた。
- ・会議では、就労アセスメントについて質の向上を求める意見や、就労選択支援実施主体の要件について、各圏域で事業所の実施意向状況も異なっており、制度開始以降の就労選択支援のニーズ等も不明であることから、具体的な議論が難しいとの意見があった

【主な意見】

＜就労選択支援制度全般に関すること＞

- ・当事者団体として就労選択支援によるアセスメントは以前より希望していたこと。就労選択支援の開始にあたり、当事者が不安にならないよう準備を進めてほしい。
- ・就労選択支援について、圏域によっては十分に関係者間に周知が行き届いていないので、改めて周知を徹底していただきたい。

＜就労アセスメントの質に関すること＞

- ・就労選択支援は就労継続支援等を利用するにあたり本人の希望だけではなく、本人の能力や特性を踏まえて、本人の選択肢を広げるような就労アセスメントとなることが重要。現状、就労アセスメントは県内の各圏域でそれぞれ取組を進めている状況なので、就労選択支援の実施にあたっては、県内各圏域である程度共通した就労アセスメントの質の向上に係る取組が必要。
- ・西部圏域では令和 6 年度に国のモデル事業により就労選択支援の試行的な取組を実施しており、令和 7 年度も鳥取県のモデル事業として取組を実施している。国のモデル事業を行う中で、厚生労働省の担当者からは、モデル事業の取組を全県に広げるよう要望があった。就労アセスメントに関しての必要性に係る認識など各圏域で異なっているため、鳥取県内どこで就労アセスメントを受けても共通した就労アセスメントの結果が出るような、アセスメントの質の向上に係る取り組みが必要。

＜就労選択支援実施主体の要件に関すること＞

- ・就労選択支援に係る都道府県知事が認める実施主体の要件について、特別支援学校の卒業生のうち、何人が就労継続支援 B 型を利用するかなどのニーズが不明であり、具体的な議論が難しい。

- ・第 1 回就労支援部会での意見を踏まえ、就労アセスメントの質や就労選択支援の実施体制の状況については各圏域で状況が異なっていることから、各圏域の自立支援協議会や市町村、特別支援学校等の関係者から意見を伺うこととした。

(2) 各圏域自立支援協議会等、関係者からの意見

- ・各圏域自立支援協議会、市町村、特別支援学校等の関係者に改めて就労選択支援の概要の説明を行ったうえで、就労アセスメントの質の向上及び就労選択支援の実施体制について意見を伺った。

日時	会議名
8月28日(木)	西部障害者自立支援協議会福祉就労部会
9月2日(火)	鳥取市地域自立支援協議会就労支援部会
9月4日(木)	市町村向け就労選択支援説明会
9月16日(火)	中部圏域障がい者地域自立支援協議会
9月25日(木)	西部障害者自立支援協議会一般就労部会
10月16日(木)	東部四町障がい者地域生活支援協議会
10月21日(火)	西部障害者自立支援協議会運営委員会
随時	各特別支援学校進路主事担当に個別聞き取り

- ・市町村からは、就労アセスメントの実施にあたり、就労選択支援事業所数を確保することが必要との意見があった一方、障害福祉サービス事業所からは就労選択支援の理解について温度差があるので、まずはさらなる周知が必要との意見があった。
- ・また、就労アセスメントの質の向上については、障害福祉サービス事業所から日々の支援において就労アセスメントは必要であり就労アセスメントの向上に関する取り組みを継続して行う必要があるとの意見があった。

【主な意見】

＜市町村＞

- ・就労選択支援により障がいのある方の一般就労を含めた選択肢が広がることは望ましいこと。
- ・10月から就労選択支援の利用が原則必要となる特別支援学校生徒等への就労アセスメントを実施するため、就労選択支援事業所の確保は必要。

＜障害福祉サービス事業所＞

- ・就労選択支援に関する理解や就労アセスメントの取組について、事業所間の温度差がかなりあるので、全体的な底上げが必要。
- ・従来の就労移行支援事業所が行うアセスメントと、就労選択支援が行うアセスメントの違いがよくわかっていない事業所も多いのではないか。
- ・就労アセスメントの質の向上について、研修会を一度受けただけでは十分に理解することは難しいので、継続して研修等を受けていく必要がある。

＜特別支援学校＞

- ・現在の就労アセスメントは事業所によって対応が異なっており、生徒へのフィードバックが十分でない事例もある。就労選択支援の開始を契機にどこで就労アセスメントを受けてもある程度統一した対応となることを期待している。
- ・特別支援学校では入学から卒業まで計画を立て就労支援を行っているが、就労選択支援事業所でどのような就労アセスメントを行っているかを学んで、学校での就労支援に生かしたい。
- ・B型事業所の中でも生徒の特性によって合う・合わないがあるので、就労選択支援により選択肢が広がればよい。

2 就労選択支援事業所に係る指定申請の状況

- ・就労選択支援の事業所指定については、各申請受付窓口にて指定申請を受け付けているところ。
- ・現状、10月1日の指定にむけて、西部圏域で2事業所が申請手続きを進めている。
※中部圏域では現時点で就労選択支援の事業所指定に関する動きはない状況。

3 今後の方針

(1) 就労選択支援実施主体

- ・10月以降、複数の就労選択支援事業者が指定を受ける見込みであるが、東部・中部圏域においては就労選択支援事業所がない状況となる見込み。
- ・当事者団体の方からは、就労選択支援は障がいのある方にとって、本人の就労に関する適性や能力にあった選択を支援する制度であり、就労選択支援を希望する者が利用できるよう就労選択支援事業者の確保について意見があった。
- ・市町村からは就労選択支援は障がいのある方の選択肢を広げる取組であり、また、10月からは現行の就労アセスメント対象者及び令和9年度からは就労継続支援A型事業所の利用を希望する者が原則として就労選択支援の利用が必要となることから、就労選択支援事業者の確保が必要であるとの意見があった。
- ・一方で、就労選択支援に関する理解や就労アセスメントの取組については圏域及び事業所で状況に差があるとの意見もあり、就労選択支援の実施にあたっては就労アセスメントの質の確保が必要との意見があった。
- ・以上の関係者からの意見を踏まえ、国の実施主体の要件と同等の障がい者に対する就労支援の経験及び実績を有すると都道府県知事が認める事業者の要件については、一律の基準を示すのではなく、今後も関係者からの意見を聞くとともに、国・他県の状況を注視しつつ、引き続き検討を進めていく。

(2) 就労アセスメントの質について

- ・特別支援学校からは、生徒が受ける就労アセスメントについて実施方法やフィードバックの方法が事業所によって異なっているなどの意見があった。
- ・また、自立支援協議会の取組として就労アセスメントの研修会を開催するなど、就労アセスメントの質の向上に係る取組を進めている圏域もある。
- ・就労アセスメントは本人の希望だけではなく、能力や特性を踏まえて、本人に合った選択を支援するうえで重要な取組である。現在は県内各圏域でそれぞれ就労アセスメントに係る取組を推進していただいているところであるが、来年度に向けて県全体として就労アセスメントの質の向上に向けた取組を検討していく。